

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) (456) （略）</p> <p>(457)   三―「（二R・三S）―ニ―」（一R）―――「三・五― ―ビス（トリフルオロメチル）フェニル」エトキシ――三― （四―フルオロフェニル）モルホリン―四―イル）メチル」 ―五―オキソ―四・五―ジヒドロ―一H―一・二・四―トリ アゾール――イルホスホン酸 ビス「―デオキシ―― （メチルアミノ）―D―グルシトール」（別名ホスアプレピ タントメグルミン）及びその製剤</p> <p>(458)   （605）   （略）</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) (456) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(457)   （604）   （略）</p>

(607) |  
↳  
(634) |

(略)

(606) |

四―(一―メチル―四―ピペリジリデン)―四H―ベン  
ゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二―b〕チオフエン―  
一〇(九H)―オン(別名ケトチフエン)、その塩類及びそ  
れらの製剤。ただし、内用剤、点眼剤及び点鼻剤を除く。

(606) |  
↳  
(633) |

(略)

(605) |

四―(一―メチル―四―ピペリジリデン)―四H―ベン  
ゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二―b〕チオフエン―  
一〇(九H)―オン(別名ケトチフエン)、その塩類及びそ  
れらの製剤。ただし、点鼻剤及び内用剤を除く。